

全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部評議会の
評議員（被保険者代表）にかかる公募要領

1. 趣旨

協会けんぽ東京支部評議会の評議員（被保険者代表）の公募について定めるものとする。

2. 公募人数

東京支部評議会において、加入者の意見を適切に反映できる者を1名公募する。

3. 応募の条件

次の条件の全てを満たす者であること。

- ① 協会けんぽ東京支部の適用事業所の被保険者であって、協会けんぽの被保険者期間が5年以上あること。
- ② 健康保険事業に関して十分な知識を有していること。
- ③ 健康保険事業の推進について理解と熱意を有すること。
- ④ 加入者の意見を広く反映できること。
- ⑤ 事業主の同意を得られること。
(選考された場合には、事業主の同意書が必要)

4. 選考方法

- ① 東京支部において、上記の応募条件を満たし、かつ、社会的信望があり、事業運営に対して加入者の立場から公平かつ公正な意見が期待され、加入者の意見を適切に反映できる者と認められる者を選考する。
- ② 選考結果は、書面等により通知する。